2026年度 日本障害者ゴルフ協会 主催競技
ローカルルールと競技の条件

2026年度 日本障害者ゴルフ協会主催競技は、(公財)日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則(2023 年1月施行)と、このローカルルールと競技の条件を適用する。これらの追加・変更については各競技に適用される競技規定やプレー ヤーへの注意事項を確認のこと。下記に参照するローカルルールの全文については 2023 年 1 月発行の「ゴル フ規則のオフィシャルガイド」、及び JGA ホームペー掲載の「2023 年ゴルフ規則の追加の詳説」を参照すること。 別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰(ストロークプレーでは2罰打)。

ローカルルール(ハードカード)

1　アウトオブバウンズ (規則 18.2)

アウトオブバウンズは白杭または白線で定める(定義「アウトオブバウンズ」を参照。)

2　ペナルティーエリアは赤か黄のいずれかで標示する。この色はプレーヤーの救済の選択肢に

影響する(規則17.1d参照)。

3　ペナルティエリア (規則 17)

(a) ペナルティエリアの緑が片側だけ定められている場合、そのペナルティエリアは無限に広がっ ているものとみなす。

(b) ペナルティエリアの緑の一部かアウトオブバウンズの境界縁で定められている場合、そのペナルティエリアの縁はアウトオブバウンズの境界縁と一致する。

(c) ペナルティエリアのためのドロップゾーン：ペナルティーエリアにドロップゾーンが設置されている場合プレーヤーは規則 17 に基づいて処置 をするか、あるいは1打の罰のもとにそペナルティエリアの縁を最後に横切った地点に最も近いドロップゾーンに球をドロップすることができる。ドロップゾーンは救済エリアであり、ドロップされた 球はその救済エリアに止まらなければならない。

4　異常なコース状態(動かせない障害物を含む) (規則 16)

(a) 修理地

(1) 修理地は白線で標示する(定義「修理地」参照)。

(2) 張芝の継ぎ目:ローカルルールひな型 F-7 を適用する。

(3) パッティンググリーンの前後のペイントマークと、ジェネラルエリアの芝草を短く刈ってある区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスウィング区域の障害となる場合(スタンスの障害は除く)、規則 16.1 に基づく救済を受けることができる。

(b) 動かせない障害物

(1) 場内整理用の縄張り施設は障害物とみなす。

(2) 排水溝は動かせない障害物とみなす。

(3) 動かせない障害物に接している他の動かせない障害物は一体の動かせない障害物とみなす。

(4) 動かせない障害物に白線で繋がれた区域はその障害物の一部とみなす。

(5) 動かせない障害物によって囲まれた造園区域(花壇、低木の植え込みなど)はその 障害物の一部とみなす。

(6) 電磁誘導カート用の 2 本のレールは、その 2 本のレールの全幅をもって1つのカート道路とみなす。

5　コースと不可分の部分

(a) 巻物、ワイヤー、ケーブル等で樹木に密着している部分

(b) ペナルティエリア内にある護岸用の構築物

6　恒久的な高架の送電線

ローカルルールひな型 E-11 を適用し、次のように修正する。:プレーヤーの球がインバウンズの当たった送電線にたったたったことが分かっているか、事実上確実な場合、そのストローク はカウントしない。そのプレーヤー は規則 14.6 にしたがって直前のストロークを行った場所から罰なしに球をプレーしなければならない。 例外:高架線の鉄塔や支柱に球が当たった場合には適用しない。

・臨時の動力線とケーブル

・ローカルルールひな型 F-22 を適用する。

・臨時の動かせない障害物

・ローカルルールひな型 F-23 を適用する。

7　クラブと球

(a) 適合ドライバーヘッドリスト:ローカルルールひな型 G-1 を適用する。 このローカルルールに違反したクラブ でストロークを行ったことに対する罰:失格

(b) 溝とパンチマークの規格:ローカルルールひな型 G-2 を適用する。 このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格

(c) 公認球リスト:ローカルルールひな型 G-3 を適用する。

このローカルールの違反の罰:失格

(d) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替え:ローカルルールひな形 G-9 を適用する。

(e) 46 インチを超える長さのクラブの使用を禁止する:ローカルルールひな形 G-10 を適用する。

8　プレーペース(規則 5.6)

プレーヤーは競技ごとに制定される「2026 年日本障害者ゴルフ協会主催競技:プレーのペースの方針Ⅰ、Ⅱ」 を確認しておくこと。

「プレーのペースの方針Ⅰ、Ⅱ」の違反の罰：

・バッドタイム 1 回目 : 警告(次のバッドタイムか　らは罰が与えられることを告げられる)

・バッドタイム 2 回目 : 1 打の罰

・バッドタイム 3 回目 : さらに 2 打の罰

・バッドタイム 4 回目 : 競技失格

9　プレーの中断(規則 5.7)

プレーの中断及び再開の通報は以下の通り。

プレーの即時中断： 乗用カートナビもしくは 1 回短いエアホーンにて通知

プレーの再開： 乗用カートナビもしくは 1 回の長いエアホーンにて通知

注: 危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプ

レーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習 を止めない場合には失格となることがある。

10　ホールとホールの間の練習(規則 5.5b)

ローカルルールひな型 I-2 を適用する。

11　車輪付き移動補助器具(車イスなど)を使用するプレーヤーのための規則

(a)「ストロークを行う前に、車輪付き移動器具を使用するプレーヤーは、元の球か別の球をこの救済エリアの中にプレースして、そこからプレーすることにより、罰なしの救済を受けることができる。

・基点：元の球の箇所。

・基点から計測する救済エリアのサイズ：基点からホールに近づかない6インチ。

しかし、次の制限がある。

・救済エリアの場所に関する制限：

・同じコースエリアでなければならない。

・元の球がフェアウェイの芝の長さかそれ以下に刈られている

・ジェネラルエリアに止まっていたのでなければ、フェアウェイの芝の長さかそれ以下に刈られている場所であってはならない(つまり、

例えば、ラフの中の球をフェアウェイにプレースすることはできない)。 ことが認められる(例えば、最初に球をプレースした場所がスタンスからやや離れ過ぎていた場合)。

例外―球をプレーすることが明らかに不合理な場合、救済はない。球をあるがままにプレーすることが明らかに不合理な場合、このローカルルールに基づく救済はない(例えば、球がブッシュの中にあるためにそのプレーヤーがストロークを行うことができない場合)。　ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則14.7aに基づく一般の罰。」

ローカルルールひな型 M-2を適用。

(b)車輪付き移動器具を使用するプレーヤーのために、委員会が定めた特定のバンカーはジェネラルエリアの修理地とする。プレーヤーは規則16.1bに基づいて救済を受けることができる。ローカルルールひな型 M-2を適用。

ローカルルールひな型 M-1を適用

「ストロークを行う前に、車輪付き移動器具を使用するプレーヤーは、元の球か別の球をこの救済エリアの中にプレースして、そこからプレーすることにより、罰なしの救済を受けることができる。

- 基点：元の球の箇所。
- 基点から計測する救済エリアのサイズ：基点からホールに近づかない6インチ。しかし、次の制限がある。
- 救済エリアの場所に関する制限：
  - 同じコースエリアでなければならない。
  - 元の球がフェアウェイの芝の長さかそれ以下に刈られているジェネラルエリアに止まっていたのでなければ、フェアウェイの芝の長さかそれ以下に刈ら

れている場所であってはならない(つまり、例えば、ラフの中の球をフェアウェイにプレースすることはできない)。

12　運動失調症やアテトーシスのプレーヤーのための規則10.1b(クラブをアンカリングすること)の制限された例外

運動失調症やアテトーシスよってプレーヤーのパットする能力に著しい悪影響を与える明らかな証拠があると委員会が決定し、プレーヤーが日本障害者ゴルフ協会のクラス分け審査を完了している選手やWR4GDパス、EDGAアクセスパスを 持っている場合、そのプレーヤーは規則10.1b(クラブをアンカリングすること)に基づく罰を免除される。

ローカルルールひな型 M-3を適用

競技の条件

1. スコアカードの提出

スコアカードの提出はスコアリングエリア方式を採用する。

2. タイの決定

タイの決定方法が該当する競技規則に定める。

3. 競技終了時点

委員会が作成した順位表ホームページにが掲示された時点ををもってその競技は終了したものとみなす。

注意事項

1. ローカルルールの追加、変更

ローカルルールや競技の条件に追加や変更があるときは、スターティングホール付近もしくはクラブハウス掲示して告示する。

2. 練習

練習は指定練習場にて行い、打放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習では球に制限がある場合　は別途告知する。

3. 競技前日の練習

練習ラウンドもしくは会場にて練習をする場合は委員会のスケジュールに従う事とする。

4. 参加の取り消し

委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことがある。

5. 携帯電話の使用について

緊急時以外コース内での携帯電話の使用は禁止する。

6. 距離計測機器の使用

規則 4.3a（1）に基づく機器のみの使用を認める。

7. 喫煙について

クラブハウスの指定されたエリア外での喫煙を禁止する。コース内での喫煙はカートに灰皿が設置されていたとしても禁止する。これに違反した場合は行動規範により警告もしくは失格にする場合がある。

8. 競技運営に対する抗議

出場者は競技運営に対して抗議をする事ができる。抗議をする場合は委員会へ申請し大会運営責任者と記録係の同席のもと行う事とする。

9. 体調管理について

・心疾患等を有する出場者は、事前に主治医への定期的な診察、および内服管理を行う必要がある。また、高血圧疾患においてもそれに準ずる。

・生活習慣病・心因性等の疾患、その他持病がある際は、可能な限り改善の努力をし、選手としてのパフォーマンスの向上に努めること。

・緊急時の対応及び連絡先、かかりつけ医等、参加時に必要な場合は個々に申し出ること。

・競技期間中の移動中の事故やケガも自己責任とし協会は一切の責任は負わない。

・競技期間中は看護師による問診・血圧測定を受けること。

行動規範

プレーヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には「2026年度日本障害者ゴルフ協会主催競技行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また重大な非行があった場合には規則 1.2 に基づいて失格とする場合がある。

障害のクラス分けについて

(a) 日本障害者ゴルフ協会が主催する以下の競技に出場する場合は協会のクラス分け審査を受けなければならない：

・日本障害者オープンゴルフ選手権
・地域振興障害者ゴルフ大会
・日本片マヒ障害オープンゴルフ選手権
・SEIJO SATO MEMORIAL 日本障害者マッチプレー選手権
・グリコパラゴルフ選手権

(b) クラス分け審査は競技前に受ける必要があるがクラス分け審査を受けずに競技へ出場する場合は(未査定)とし表彰の対象外とする。また、初出場の選手に関してはそのクラス分けは暫定であり競技中のプレーヤーのプレーを視察し、委員会判断によりプレーヤーのクラスが変更される場合がある。

(c) 進行性の疾患による障がいや障がいの状態が変わることにより、新たにクラス分けを受ける必要があり、クラスが変わる場合がある。

(d) プレーヤーは委員会が実施、判断したクラス分けについて異議申立てする権利を有し必要に応じてクラス分け審査を再度受ける事ができる。ただし、競技中にクラス分けを変更する事はできない事とする。